

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令 (案)に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

1. 概要

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」について、以下のとおり意見の公募(パブリックコメント)を実施しました。

- (1) 意見募集期間：平成 27 年 2 月 13 日(金)から平成 27 年 3 月 16 日(月)
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載、環境省ホームページにおける掲載、窓口での配布
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームの利用、環境省への電子メール、郵送

2. 意見募集の結果

- (1) 意見提出者 1 名
- (2) 意見数 1 件

3. お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
フロン排出抑制法の対象物質を地球温暖化対策の推進に関する法律施行令対象物質と規定しているが、上記の改正がフロン排出抑制法施行日以降となった場合の上記物質の取り扱いの明示を希望する。	<p>「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(略称：フロン排出抑制法)における「フロン類」には、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」で定める温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボンが含まれます。</p> <p>御質問の H F C -245fa を、温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボンとして新たに追加することを定める「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、フロン排出抑制法と同じく、平成 27 年 4 月 1 日の施行を予定しています。</p> <p>このため、平成 27 年 4 月 1 日以降は、H F C -245fa について、フロン排出抑制法に基づく取扱いも必要となります。</p> <p>フロン排出抑制法に基づく取扱いの詳細については、下記を御参照下さい。</p> <p>フロン回収・破壊法改正(平成 27 年施行) http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/</p>